

報道関係者 各位

令和8年10月22日
盛岡労働基準監督署発表
(担当) 副 署 長 鈴木 裕介
安全衛生課長 大川 友和
(電話) 019-907-9212

「死亡労働災害防止強化月間」の実施について

～4か月連続の死亡労働災害発生を受け、関係団体へ緊急要請を実施～

盛岡労働基準監督署（署長 千田 成人）は、令和8年10月16日付けで、盛岡地区労働災害防止関係団体連絡協議会に所属する13団体に対し、「死亡労働災害防止強化月間」に係る緊急要請を行いました。

また、令和8年10月26日(月)13時30分に開催される、盛岡地区労働災害防止関係団体連絡協議会(拡大)において、関係団体の担当者に対し要請内容の趣旨や取組内容の説明を行いますので、取材方よろしく願いいたします（詳細は下記「2」参照）。

1 要請の趣旨

盛岡労働基準監督署では、本年10月16日現在、管内において5件（前年同期から4件増）の死亡労働災害が発生し、さらに7月以降4か月連続して死亡労働災害が発生する極めて異例かつ深刻な状況となっていることから、令和8年11月1日から11月30日までを「死亡労働災害防止強化月間」と定め、死亡労働災害撲滅に向けた集中的な取組を実施することとしました。

本年発生した死亡労働災害は、林業、建設業、鉱業及び製造業に及んでおり、特定業種に偏ることなく発生しています。また、墜落・転落災害や高齢労働者に係る災害が多くを占めており、管内事業場全体の安全管理上の課題として受け止める必要があります。

死亡労働災害は、労働者の尊い命を奪うだけでなく、残された家族や職場、地域社会に大きな影響を与えるものであり、その防止は何よりも優先して取り組むべき課題です。

このため、当署では、管内の労働災害防止団体及び関係機関を通じて、会員事業場へのリーフレット配布及び掲示を依頼するとともに、各事業場に対し次の重点事項に係る取組を指導します。

2 盛岡地区労働災害防止関係団体連絡協議会(拡大)の開催

(1) 日 時

令和8年10月26日(月)13時30分から

(2) 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階 大会議室（盛岡市盛岡駅西通 1-9-15）

(3) 議 題

- ① 令和8年労働災害発生状況等について
- ② 「死亡労働災害防止強化月間」の実施について
- ③ 令和8年度「いわて年末年始無災害運動」について
- ④ 令和8年度上期の安全衛生活動結果・下期の安全衛生活動計画について
- ⑤ その他

3 重点要請事項

- (1) 経営トップによる安全宣言及び緊急安全点検の実施
- (2) 安全管理者、職長・監督者、作業指揮者の適正配置と職務遂行の徹底
- (3) 作業開始前ミーティング等による全員参加の安全確認の実施
- (4) 墜落・転落災害防止対策及び保護具使用の徹底
- (5) 高年齢労働者の身体機能の低下を踏まえた作業方法の見直し及び作業環境改善
- (6) 非定常作業を含めたリスクアセスメントの実施と安全な作業方法の確立

4 盛岡労働基準監督署長コメント

死亡災害は決して偶然発生するものではなく、その多くは基本的な安全対策の確実な実施によって防止できるものです。今一度、職場に潜む危険を洗い出し、『死亡災害を絶対に発生させない』という強い決意のもと、経営トップ主導による安全衛生活動の総点検をお願いします。

盛岡労基発 1016 第 2 号
令和 8 年 10 月 16 日

関係団体の長 殿

盛岡労働基準監督署長

「死亡労働災害防止強化月間」における死亡労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から、労働行政の推進に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

当署管内では、本年 10 月 16 日時点において、別紙のとおり 5 件もの死亡労働災害が発生しており、7 月以降 4 か月連続して死亡労働災害が頻発する極めて異例かつ深刻な状況となっています。

さらに、その発生業種は林業、建設業、鉱業、製造業に及んでおり、また、特に墜落・転落災害や、高年齢労働者に係る災害が多くを占めており、特定の業種や作業に限らない管内事業場全体の問題として受け止める必要があります。

死亡労働災害は、労働者のかけがえのない命を奪い、残された家族の皆様の深い悲しみや将来への不安をもたらし、職場や社会における損失等も鑑みると、最大限の努力のもとに、その防止に取り組まなければなりません。

このような状況を受け、当署では、死亡労働災害が多発している非常事態の收拾を図るため、本年 **11 月 1 日から 11 月 30 日までの 1 か月間**を「**死亡労働災害防止強化月間**」として定め、事業場に対する集中的な監督指導等を実施し、重大・悪質な法令違反が認められた場合には、作業停止命令等の処分を厳正に行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業場に対し、**当署管内の事業場で死亡労働災害が頻発している状況について周知**いただくとともに、別添の**要請事項を踏まえ**、事業場トップによる安全への所信表明や緊急安全点検等、死亡労働災害防止対策の強化が図られるよう、**会員事業場に対する一層の御指導**を行っていただきますよう要請いたします。

なお、同期間中の取組結果につきましては、令和 9 年度に開催される労働災害防止関係団体連絡協議会において御報告いただきますようお願いいたします。

担 当：安全衛生課 大川、田川
電 話：019-907-9212
E-mail：morioka-rouki-safe55@mhlw.go.jp

「死亡労働災害防止強化月間」における要請事項

※ 「掲示用リーフレット」を会員事業場へ配付し、見やすい場所へ掲示するようご依頼願います。

1 経営トップの安全への所信表明及び緊急安全点検

経営トップから、盛岡地域で死亡労働災害が頻発していることを踏まえ、安全の確保に積極的に取り組む所信を表明すること。

また、経営トップによる、作業場、機械設備、通路等の緊急安全点検を実施すること。

2 安全管理者、職長・監督者、作業指揮者の適正配置と職務遂行

安全管理体制を整備し、職場巡視や各作業場における監督・指導・指揮を確実に行わせること。

3 全員参加による作業開始前の安全確認や安全意識の高揚

朝礼や作業開始前の打合せを全員参加により実施し、これから行う作業や行動の安全性を確認し、安全意識の高揚を図ること。

4 墜落・転落災害防止対策の徹底

高さ1メートル以上の高所作業（臨時作業含む）を全て洗い出し、手すり等の設置状況を確認し、併せて脚立を使用する際には保護帽を着用する等、保護具・墜落制止用器具（安全帯）の適正な使用を徹底すること。

5 高年齢労働者対策の推進

高年齢者の身体機能の低下を踏まえ、車両の運転の安全確保をするとともに、高所作業を減らす等の作業方法の見直しや、手すりの設置等の作業環境改善を推進すること。

6 非定常作業を含めたリスクアセスメントの実施

リスクアセスメントを実施し、非定常作業等（トラブル処理作業や悪天候時の作業等）、特に危険度が高い作業は、一人作業を行わないこと等、あらかじめ安全な作業方法を定めること。

【盛岡労働基準監督署長メッセージ】

死亡災害は決して偶然発生するものではなく、その多くは基本的な安全対策の確実な実施によって防止できるものです。今一度、職場に潜む危険を洗い出し、死亡災害を絶対に発生させないという強い決意の下、労働者と家族の幸せを守るため、経営トップ主導による安全衛生活動の総点検をお願いします。

死亡労働災害防止強化月間

緊 急 要 請



死亡労働災害

5 件

多くの尊い命が失われています

7月以降 **毎月発生** 4か月連続

「いつもの作業」の危険を、いま一度洗い出してください

死亡災害の多くは、基本的な安全対策の「確実な実施」で防ぐことができます

経営トップ主導で、直ちに実施する6つの行動

1

想い

安全への所信表明及び緊急安全点検

経営トップが、安全の確保に積極的に取り組む所信を表明し、作業場などの緊急安全点検を実施

2

体制

安全管理者等の適正配置と職務遂行

安全管理者や職長、作業指揮者を適切に配置し、職務遂行の徹底

3

全員

全員参加の作業前確認・安全意識高揚

全員参加で朝礼や作業開始前の打合せを実施し、これから行う作業や行動の安全性を確認

4

墜落

墜落・転落防止対策

高さ1メートル以上の高所作業（臨時作業含む）を全て洗い出し、手すり等の確認と、脚立使用時等の保護帽着用徹底

5

高齢

高齢労働者への配慮

高齢者の身体機能の低下を踏まえ、車両の運転の安全確保、高所作業を減らすこと等の作業方法の見直しや手すりの設置等の配慮を推進

6

RA

リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントを実施し、非定常作業等（トラブル処理作業や悪天候時の作業等）、特に危険度が高い作業の安全な作業方法を確立

労働災害防止に関する詳しい情報は
[盛岡監督署からのお知らせ](#)
をご覧ください



https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/moriokakantokusyo.html

強化月間

令和8年11月1日～11月30日



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局・盛岡労働基準監督署

令和 8 年 死亡労働災害発生状況

盛岡労働基準監督署

- ・ 死亡災害は 5 件発生し、前年同期を 4 件上回る。
- ・ 死亡災害に係る 14 次防の目標は 0 件であり、目標達成には至らなかった。

	業種	発生月	曜日	性別	年齢 (経験年数)	事故 の型	起因物	災害発生の概要
1	農林業 (林業)	2月	月	男	80歳代 (30年以上)	飛来、 落下	立木等	斜面の立木をチェーンソー伐倒する際、当談伐倒木とは別の立木とつる絡みしていたため、当該別の立木が折れて飛来し、被災者の頭部に激突した。
2	建設業 (土木工事業)	7月	水	男	60歳代 (1年以上 10年未満)	墜落・ 転落	トラッ ク	土砂を積んだ 3 トンダンプトラックで土捨て場の穴（直径約 8 m、深さ約 5 m）に向かって後退走行していたところ、走行路（鉄板敷）の端部からダンプトラックとともに転落した。
3	鉱業 (砂利採取業)	8月	木	男	70歳代 (1年以上 10年未満)	墜落・ 転落	掘削用 機械	ドラグ・ショベルにより玉石の採取作業を行っていたところ、掘削した穴（深さ約 6 m、水深約 3 m）にドラグ・ショベルとともに転落し、水没した。
4	製造業 (一般機械器具製造業)	9月	木	男	70歳代 (30年以上)	墜落・ 転落	作業床、 歩み板	電気設備の点検作業を行っていた被災者が、配電盤の通路（高さ約 1 m）の下の地面に倒れていた。療養中であつたが死亡した。
5	製造業 (クリーニング業)	10月	金	男	40歳代 (10年以上 20年未満)	墜落、 転落	その他 の装置 等	クリーニング工場において、洗濯物搬送用バッグに洗濯物を詰める作業に従事していた被災者が、洗濯後の物を入れるかごの中で、意識を失い倒れているのを発見された。